

第5 これらの財産は現在どうなっているか。

第6 以上各項についての関係法令及び関係計数。

三 米国解釈について

1. 米国解釈の出された経緯

- (1) 日韓会談においては、日韓両国の間に軍令33号の解釈の相違にもとづく日本側対韓請求権の有無に関する争いがあり、会談の数次にわたる中絶を招く大きな要因となっていた。(二、「日本側請求権問題の経緯」を参照のこと。)
- (2) この間、昭和27年4月にアメリカ国務省の駐米韓国大使宛書簡が発出され、韓国側に有利な解釈を示していたが、32年にいたり、抑留者の相互釈放及び日韓会談再開の条件としてアメリカ政府の見解を基礎として日本側が対韓請求権主張の撤回をなすこととなり、上記27年4月の書簡とは別に新たなノートが発出を求められることになった。そこで32年12月31日に「平和条約第4条の解釈に関する米政府の見解を伝えた在日米大使の口上書」(米国解釈)が日本側に示されたのである。
- (3) 日本側は同日、この米国解釈を基礎として「在韓財産に対する請求権主張の撤回」を内容とする口上書を韓国側に渡し、両国間の折衝は妥結した。(韓国側もこの米国解釈と同意見であることを表明した。)

55

(注) 抑留者相互釈放及び全面会談再開に関する交渉妥

結の結果、32年12月31日に日韓两国政府間に署名
ないし交換された文書は、次のとおり。(後掲の参考資
料を参照のこと)

- ① 日本国において収容されている韓人及び韓国において
収容されている日本人漁夫に対する日本国政府と大韓民
政府との間の了解覚書
- ② 附属了解
- ③ 日本国と大韓民国との間の全面会談の再開に関する覚
書
- ④ 合意された議事録
- ⑤ 久保田発言を撤回し、「米国解釈」を基礎として在韓
日本財産に対する請求権主張を撤回する旨の外務省発韓
国代表部あて口上書
- ⑥ 上記⑤の受領を確認する旨の韓国代表部発外務省あて
口上書

(4) 米国解釈の公表

なお、当初この解釈は不公表とされていたが、当時から
相当時日も経過し情勢も変化したとの理由で、36年3月
9日に公表された。

2 米国解釈の構成と効果

米国解釈の内容とするところは次の通りである。

- ① 在韓米軍政府の指令(軍令33号)及び平和条約第4条
(b)項により、在韓財産に対する日本の請求権は消滅してい
ること。
- ② しかしながら、この事実を特別取極を考慮する際に「関
連がある」(relevant)、すなわち在韓日本財産を韓国
政府が引取ったことにより、いかなる程度まで日本に対す
る韓国側の請求権が消滅し、または消たされたと認めるか
についての決定を上記の特別取極は含むものであること。
(法律的な解釈としては、「米国解釈」のこの部分は法律
的相殺論を否定するものと考えざるをえないが、実際の交
渉においては、米軍政府への帰属によつて韓国側の請求権
が満足されたことを強調し、実質的に相殺の目的に利用す
る方針をとることになろう。具体的には、韓国側の提示し
ている対日請求8項目のうち、韓国側に請求権ありと認め
られるものについても、この事実によりある程度消滅する
と考えられ、会談に当つては、その程度の決定も当然協議
の対象になると考えられる。)

3. 米國解釈の内容の分析

(36年3月外務省アジア局「質問回答集」より)

(1) 「在韓国合衆国軍政府の関連指令及び措置」について

(i) ここで直接関連を有するのは、在韓日本財産を最終的に処分したと解される軍令第33号(1945年12月6日公布)であつて、当該日本財産に関する権利、権限及び利益は、この軍令によつて原所有者から奪われた(divested)ものである。

(ii) なお、この財産処分に関連を有するものとして、軍令第33号に先だつてとられた対外金融取引禁止措置(太平洋米國陸軍總司令部布告第3号、1945年9月7日)及び在韓日本財産凍結措置(米軍政府軍令第2号、1945年9月25日)がある。

(iii) また、大韓民国成立に伴なつてアメリカ合衆国政府と大韓民国政府との間に締結された「財政及び財産に関する最初の取極」(1948年9月11日)にもとづいて、米軍政府が大韓民国政府に対して行なつたこれら帰属財産の現実の引渡し措置もここにいう「措置」に含まれると解される。

(注) なお、軍令第33号によつて当該財産の所有権

を取得した後、米軍政府はその一部については売却その他の処分措置をもとつているもようであつて、これに伴なう取得金は前記米韓協定によつて大韓民国に引き渡された。

(2) 「すべての権利、権原及び利益が取り去られた(have been divested)」ことの意味

軍令第33号による帰属(vesting)は、それ自体で当然に所有権移転の効果をもつもので、これに加えて差押えその他の方法による現実の占有措置なしに、当該財産の権利、権原及び利益を原所有者から奪うことを意味するものと解される。また、この処分は最終的処分であつて、わが国が平和条約第4条(b)項によつてこの効力を承認した結果、これら財産に対してはいかなる請求権もないことが明らかとされている。

(3) いわゆる Relevant Clause すなわち「取極を考慮するに当つて『関連がある』』ということの意味について(『相殺』を意味するかどうか)

本来日韓請求権交渉において日本側請求権の大部分を占めるものと考えられる在韓日本資産が、すべて軍令第33号および米韓協定の結果すでに韓国側に引渡し済みである

から、その事実が請求権を具体的に考慮する場合に関連あるものとして考慮すべきものである。

法律的な解釈としては、米國解釈のこの部分は、法律的反殺論を否定するものと考えざるをえないが、実際の交渉においては、米軍政府への帰属によつて韓國側の請求権が満足されたことを強調し、実質的に相殺の目的に利用する方針をとることとなる。

(注) この点については韓國側は真向から反対の立場を

とり、8項目の対日請求権をなす以前に賠償的な甚大な対日請求(いわゆる賠償ではないが、カイロ宣言、ポツダム宣言等の精神から生ずるクレームで、奴隷状態から解放され、独立した韓國が日本に対して請求するもの)があつたのであるが、日本が平和条約第4条(b)項によつて対韓請求権を放棄したので、韓國は 大なる対日請求権を Relevant Clause

によつて考慮して8項目の対日要求にしばつて提示したのである。従つて、すでに考慮すみのものである8項目をさらに「けずる」ことはできないのである、と主張している。(なお、前記二、参考資料4「いわゆる韓國の甚大な請求権」を参照のこと。)

(4) 「日本國の補償に対する請求権は、当該事情の下において、所屬変更命令、移転協定及び平和条約第4条(b)の冒辭、論理及び意圖と両立しないものである。」ということの意味

この表現は、ここで言及されている各文書の關係規定の表現、その背後にある基本的な論理及びかかる規定をいだ当事者の意圖を総合して考えた場合、補償請求権も存在しないと解するのが正当であるという意味である。

具体的には、次の点がとくに関連を有するであろう。

(i) 冒 辭

軍令第33号において、在韓日本財産が「在韓米軍政府に帰属(vested in)し、所有(owned by)され」た後、米韓協定に従つてこれら財産が「大韓民國政府に移転(transfer)」されたこと、及びわが國は平和条約第4条(b)項によつてこの一連の「處理の効力を承認」したことである。

(ii) 論理及び意圖

(a) 軍令第33号発出の理由が、カイロ、ポツダム両宣言にもとづいて朝鮮を日本から自由独立するという連合國の基本的政策の一環として「日本國とのきずなを完全に

たちきること」にあり、新独立国家の基礎を確実にするために、韓国成立に当つてこれら財産を「韓国の当局に前記の財産を完全に支配させる」意図で韓国政府に引き渡したものであること、及び

- (4) 平和条約第4条(b)項の規定理由は、とくに朝鮮におけるこれら一連の処理に関して日本国の明示の承認を確保することにあつたと思われることである。
- (5) 朝鮮が独立するためには朝鮮にある日本の財産をすべて没収しなければならないというのは、納得できる説明か。

(国際法上の先例の検討)

- (i) 一般国際法上は、国家分離による新国家成立の場合、新国家の管理内にある旧領有国人の私有財産は尊重されるのが原則である。しかし、関係条約中に特別の規定がある場合には、当該条約の具体的規定によつて処理されるわけである。在韓日本財産処理の場合は、平和条約第4条(b)項においてこの処理の効力を承認したものであつて、条約中に特別規定がある場合に当たる。
- (ii) なお、この点に関する先例としては、
- (a) 国家において旧領有国の経済力を駆逐するための「勢力剥奪清算」が行なわれた例(グエルサイユ条約第29

7条(a)第2項における非ドイツ化清算)、連合国に割譲された地域にある旧領有国民財産が留置清算された例(同第297条(b)における処理)などが従来も存在する。(ただし清算残高返還は行なわれている。)

- (b) また、今次大戦後の処理においては、私有財産尊重の原則が必ずしも厳格に守られておらず、たとえば、分離国家となつたオーストリアにあるドイツ財産は占領連合国(米、英、仏)によつてオーストリアに移転された例(オーストリア国家条約第22条(11))がある。

(注) イタリア平和条約においては、割譲地にあるイタリア私有財産は清算の対象とはされていない。(第14附属書第9条)

(備考) 関連する問題点

- (1) 合意議事録における「財産請求権の相互放棄を意味するものではない」ことの意味
- 米国解釈を示した口上書においては、これらの資産の処理は、両国間の請求権処理のための取極の考慮において「関連がある」とこととされている。この「関連がある」ということの趣旨が、両国の有する請求権の額にかかわらず、

相互にこれを放棄することによりゼロにすることを意味するものではないことを、この合意議事録で確認したわけである。

したがって、請求権処理の取極を考慮するに当つて在韓日本財産が処分されたという事実が考慮されるべきであることによつて、韓国の対日請求権は相当部分満足されているはずではあるが、韓国側請求権がなくなつたわけではない。

(2) 日本側口上書における「1952年3月6日に日本国と大韓民国との間の会談において日本側代表が行なつた在韓財産に対する請求権主張」の意味

昭和27年3月6日の第1次日韓会談第5回請求権委員会において日本側代表が行なつた在韓日本財産に対する請求権主張の要旨は、次のとおりである。

○日本は、平和条約第4条(b)項において、国際法上道法と認められる財産処分のみを承認したのである。国際法とくにヘーグの陸戦法規等において占領軍に認められている権限の範囲内における財産処分のみを認めたのである。すなわち、占領軍としての米軍は単に敵産管理者の立場にあつたに過ぎず、私有財産までを包括的に没収するをえないはずであるか

ら、日本が軍令33号を認めているのは、米軍の敵産管理処分の行為を認めているにとどまり、これらの財産が売買移転せられた場合には、その財産の対価あるいは果実に対しては、原所有者たる日本人は依然として請求権を有する。従つて、わが方の在韓財産に対する請求権も平和条約第4条(a)項に予想している特別取極の主題となるものである。

(b) 「日本側は請求権の『主張』を撤回したのであり、請求権自体は放棄していないのではないか。」という疑問について

日本側は、昭和32年12月31日の口上書において、昭和27年3月6日の会談で日本側代表が行なつた在韓日本財産に対する請求権の主張(前掲(2)参照)を、1957年12月31日付米国の平和条約第4条に関する解釈を基礎として撤回する旨を韓国側に通告したものである。

すなわち、米国は日本国との平和条約第4条ならびに在韓合衆国軍政府の関連指令及び措置により、大韓民国の管轄権内の財産についての日本国及び日本国民のすべての権利、権原及び利益が取り去られているので、日本国は、これらの資産またはその利益に対する有効な請求権を主張することができないとの見解をとつており、日本側がこの米

国の解釈を基礎として請求権の主張の撤回を行なつたことは、請求権自体も平和条約第4条(b)項ならびに在韓米軍政府の関連指令及び措置によつてすでに消滅しているとの立場を表明したものである。

4. 無償供与方式による請求権問題解決との関係

請求権問題が新しい工夫により解決されることとなつた現在では、「米國解釈」の取扱いは以下のように説明されることとなつた。

(1) 平和条約第4条の解釈に関するいわゆる「米國解釈」に対し、日本側としては、日本の旧在韓財産に対する請求権は存在しないが、「米國解釈」に明らかに記されているごとく、在韓日本財産が処分されたという事実は韓国の対日請求権処理に當つて考慮に入れられるべきであり、具体的には、韓国側の提示している対日請求8項目のうち、韓国側に請求権ありと認められるものについても、この事実によりある程度消滅するものと考えられ、会談に當つてはその程度の決定も当然協議の対象になると考えていた。

これに対し韓国側は、対日平和条約草案発表前に韓国政府で用意していた対日請求権の金額は尨大であつたが、平和条約第

4条(b)項により、日本が在韓日本財産に対し請求権を主張しないとの規定を認めたので、いわゆる賠償に相当する部分は削つて提示したのがいわゆる8項目なのであり、従つて「米國解釈」により8項目の請求権が変ることはいへないと主張していた。

韓国側が主張するいわゆる8項目の請求内容についても、法的根拠の有無、事実関係の立証について日韓双方に意見の相違がある上、この「米國解釈」については前記のように基本的な対立があるわけであり、いづれにしても、「米國解釈」にもとづいて消滅すべき韓国請求権の具体的限度の決定は極めて困難であつた次第である。

(2) しかしながら、いつまでもこのような日韓間の対立を放置し、会談の妥結を先に延ばすことは大局的見地からめて適当とは思われないので、日本政府としては種々工夫をこらした結果、日本が韓国に対し無償・有償の経済協力を行ない、その随伴的な結果として請求権問題が最終的に解決したことを日韓双方が確認するという方策をもつて鋭意韓国側の同意を求めた次第である。

(3) この方式による場合は、経済協力の随伴的結果として一切の請求権問題が最終的に解決するという結果になるので、

「米国解釈」適用の結果韓国側の請求権がどの程度消滅するかという限度につき日韓間で合意をする必要がなくなるわけである。

5. 米国解釈に関する対国会説明

(1) 米国解釈とわが国の対国請求権放棄との関係

わが国の在韓財産に対する請求権は、「米国解釈」によつて放棄したのではなく、サンフランシスコ平和条約第4条(b)項によつて消滅したものである。すなわち、同項において、米軍政府のつた日本財産に対する処理の効力を承認するという規定があるところ、韓国においては、在鮮米軍司令官の出した軍令第33号によつて在韓日本財産の所属変更(vesting)がなされ、のちにこれが米軍から韓国側に移譲されたものである。この一連の処理の効力を承認した結果、わが国はこれら財産に関して権利を主張する立場にはない。「米国解釈」はこの点を明確にしたものである。

(2) 「米国解釈」が出るまで日本側が在韓財産に対する請求権を主張していた理由

会談の当初、日本側が在韓財産に対する請求権があるという主張をしたのは、韓国から甚大な請求権の要求があるとい

う事実を考慮し、いわば交渉上の一種の技術(tactics)として主張していたのであつて、その後交渉の進展に伴つて、政府としては、平和条約の解釈としてこのような解釈は不適當であり、「米国解釈」に示されているような解釈がすなおな解釈であると考え、昭和32年12月末に在韓財産に対する請求権の主張を撤回したものである。

従つて、政府としては、はじめから平和条約第4条の解釈は「米国解釈」に示されているような解釈であるべきであつたと考えているわけである。

(参考資料)

1 日韓請求権問題に関する米國務長官発在米韓国大使宛書簡

April 29, 1952

Excellency:

I have the honour to acknowledge the receipt of your note of March 25, 1952, in which you request an official United States interpretation of the effect of Article 4 of the Treaty with Japan, and the relevant directives of the United States Military Government with respect to the property of Japan and Japanese nationals in Korea.

The United States is of the opinion that by virtue of Article 4 (b) of the Treaty of Peace with Japan and the relevant directives and acts of the United States Military Government in Korea all right, title and interest of Japan and Japanese nationals in property within the jurisdiction of the Republic of Korea have been divested. Accordingly, in the opinion of the United States, valid claim to such assets or to an interest therein cannot be asserted by Japan. The disposition of such assets, which Japan has recognised as valid in Article 4 (b) of the Treaty, is relevant, however, in the opinion of the United States, in the consideration of the arrangements contemplated by Article 4 (a) of the Treaty.

Accept, Excellency, the renewed assurance of my highest consideration.

For the Secretary of State

His Excellency
Dr. You Chang Yang
Ambassador of Korea,
Washington, D.C.
694.95/3-2552

2 米國解釈

○平和条約第4条の解釈に関する米國政府の見解を伝えた在日米國大使の口上書。

アメリカ合衆國大使は日本國外務大臣閣下に敬意を表するとともに、日本國と大韓民國との間の請求権の解決に関する日本國との平和条約第4条の解釈についてのアメリカ合衆國政府の次のとおりの見解の表明を通達する光榮を有する。

國務省は、1952年4月20日付けの韓国大使あての書簡において、日本國との平和条約第4条を次のとおり解釈した。

合衆國は、日本國との平和条約第4条(b)並びに在韓国合衆國軍政府の関連指令及び措置により、大韓民國の管轄権内の財産についての日本國及び日本國民のすべての権利、権原及び利益が取り去られたという見解である。したがって、合衆國の見解によれば、日本國はこれらの資産又はこれらの資産に関する利益に対する有効な請求権を主張することができない。もつとも日本國が平和条約第4条(b)において効力を承認したこれらの資産の処理は、合衆國の見解によれば、平和条約第4条(a)に定められている取極を考慮するに当たって関連があるものである。

合衆国政府は、前記の見解を引き続き有している。この見解及び平和条約の該当条項の背後にある理由を説明することは有益であろう。朝鮮における独立国家の設立のためには日本国とのきずなをきれいに、かつ、完全に断ち切るが必要と思われたので、合衆国軍政府の管轄権内の朝鮮の部分内の日本財産は、所属を変えられ、その後大韓民国に移転された。所属変更命令及び移転協定の意図するところは、韓国の当局に前記の財産を完全に支配されることにあつた。権限の所属の変更と補償の問題とを区別することは法的見地から可能であると認められるが、合衆国政府は、日本国の補償に対する請求権は、当該事情の下において、所属変更命令、移転協定及び平和条約才4条(1)の言辭、論理及び意図と両立しないものとあると考える。

平和条約の起草者は、日本国及び日本国民に対する韓国の請求権が問題となつた時に、この請求権が韓国内の日本財産の所属変更によりすでにある程度満たされたことが明らかであつたにもかかわらず、平和条約中に解決を定めるには、十分な事実も、また、適用される法理論の十分な分析も有しているとは考えなかつた。したがつて、他の日本国の旧領土の場合におけると同様に、平和条約の起草者は、これらの問題

を全く関係国間の取極にゆだねた。平和条約の起草者は、才4条(a)にいう特別取極において当事国は韓国内の日本財産がすでに所属を変えられたという事実を考慮に入れるであろうと考え、このために、このような処理が特別取極を考慮するに当たつて「関連がある」ものであると前記の見解において表明した。したがつて、韓国と日本国との間の特別取極は、韓国内の日本資産を韓国政府が引き取つたことにより日本国に対する韓国の請求権がいかなる程度まで消滅され、又は満たされたと認めるかについての決定を含むこととならう。

合衆国が1952年4月29日付けの韓国大使あての国務省の書簡に述べた解釈を示したことは、平和条約の規定に対する合衆国の責任からして、適当であつたと考えられる。しかしながら、平和条約に定められている特別取極の締結に当たつて、韓国内の日本財産の処理が当事国によりまさしくいかに考慮されるべきかについて合衆国が意見を表明することは、適当とは思われない。特別取極は、関係両政府間の問題であり、かかる決定は、当事国自身又はその決定を当事国が委任する機関のみが、当事国の提示することのある事実と適用される法理論とを十分に検討した後に行なうことができるものである。

アメリカ合衆国大使館

1957年12月31日に東京で

3. 昭和32年12月31日に発表された日韓共同声明

昭和32年12月31日に日本国藤山外務大臣と在本邦大韓民国代表部代表金祐沢大使との間で行われた会談において、日本国政府が、第2次世界大戦の終了前から日本国に引き続き居住している韓人で日本国の入国者収容所に収容されているものを釈放すること及び大韓民国政府が、韓国の外国人収容所に収容されている日本人漁夫を送還し、かつ、第2次世界大戦後の韓人不法入国者の送還を受け入れることが合意された。

同時に、日本国政府は、大韓民国政府に対し、日本国政府が昭和28年10月15日に久保田貫一郎日本側首席代表が行った発言を撤回し、かつ、昭和32年12月31日付の合衆国政府の見解の表明を基礎として、昭和27年3月6日に日本国と大韓民国との間の会談において日本側代表が行った在韓財産に対する請求権主張を撤回することを通告した。

その結果、日本国と大韓民国との間の全面会談は、東京で昭和33年3月1日に再開されることが合意された。

4. 抑留漁民及び収容韓国人の相互釈放に関する了解覚書

○韓国において収容されている日本人漁夫及び日本国にお

いて収容されている韓人に対する措置に関する日本国政府
と大韓民国政府との間の了解覚書

日本国政府及び大韓民国政府は、次の措置を執ることを合意
した。

日本国政府は、第2次大戦の終了前から日本国に引き続き居
住している韓人で日本国の入国者収容所に収容されているもの
を釈放する。

大韓民国政府は、刑を了した大韓民国の外国人収容所に収容
されている日本人漁夫を日本国に送還し、及び第2次世界大戦
後の韓人不法入国者の送還を受け入れる。

この了解覚書は、署名の日に効力を生ずる。

1957年12月31日に東京で、本書2通を作成した。

日本国政府のために

大韓民国政府のために

5. 同上付属了解

○附属了解

日本国と大韓民国との間の全面会談が1958年3月1日に
再開され、かつ、被退去強制者の引取りのための措置を含む日

本国における韓人居住者の処遇の問題がその会談においてすみ
やかに討議され解決されるという期待のもとに、日本国政府は、
満足な取極がなされるまで、第2次世界大戦の終了前から日本
国に引き続き居住している韓人を入国者収容所に抑留するため
に収容することを自制する。入国者収容所に収容されている韓
人居住者を釈放するに当つては、その差し当つての生活指導の
必要も考慮するものとする。

1957年12月31日

6. 全面会談の再開に関する覚書

○日本国と大韓民国との間の全面会談の再開に関する覚書

日本国政府及び大韓民国政府は、次に示す時及び所において
日本国と大韓民国との間の全面会談を再開することを合意した。

時 1958年3月1日

所 東京

1957年12月31日に東京で、本書2通を作成した。

日本国政府のために

大韓民国政府のために

7. 合意された議事録

(1) 日本国外務大臣

韓国において収容されている日本人漁夫及び日本国において収容されている韓人に対する措置に関する了解覚書の才1段に関し、日本国政府は、覚書の効力発生の日から1箇月半以内に、規定された措置を完了する。

大韓民国代表部代表

前記の覚書の才2段に関し、大韓民国政府は、覚書の効力発生の日から1箇月半以内に、規定された措置を完了する。

(2) 大韓民国代表部代表

本代表は、日本国における韓人居住者の処遇の問題が再開される大韓民国と日本国との間の全面会談において討議されるときに不法入国者の強制退去の問題も討議の主題になると了解する。

日本国外務大臣

本大臣も、そのとおり了解する。

(3) 大韓民国代表部代表

本代表は、再開される大韓民国と日本国との間の全面会談における議題が、才1回、才2回及び才3回の韓日

会談において討議された5項目であると了解する。

本代表は、さらに、全面会談で討議されるこの5項目には次の問題が含まれると了解する。

① 基本関係について

a 1910年に及びその前に締結された条約及び協定が効力を有しない事実の確認に関する事項

b 主権の尊重及び不干渉

② 韓人居住者の地位及び処遇について

a 日本国における韓人居住者の地位

b 韓人居住者が取得した財産権

c 帰国する韓人の持帰り財産

③ 漁業及び「平和ライン」について

a 「平和ライン」に関する事項

b 漁業紛争の防止及び漁業資源の保存のための措置を定める漁業協定の締結に関する事項

日本国外務大臣

本大臣も、その通り了解する。

④ 大韓民国代表部代表

大韓民国の請求権に関し、韓国側は、以前の会談において韓国側が提出した案を討議及び解決の

ため再開される全面会談において提出したい。

日本国外務大臣

その場合には、日本側は、大韓民国のそれらの請求権について、解決のため、誠意をもつて討議することに異存はない。

日本国外務大臣

本大臣は、1957年12月31日付の「日韓請求権の解決に関する日本国との平和条約第4条の解釈についてのアメリカ合衆国の見解の表明」については、大韓民国政府もこの表明と同意見であると了解する。さらに、本大臣は、このアメリカ合衆国の表明が財産請求権の相互放棄を意味するものではないと了解する。

大韓民国代表部代表

本代表の了解も、そのとおりである。

1957年12月31日

日本国外務大臣 (署名)

大韓民国代表部代表 (署名)

B 日本側請求権主張の撤回に関する口上書

口上書(日本側) (第201/A1号)

外務省は、在本邦大韓民国代表部に敬意を表するとともに、同代表部に次のとおり通告する光榮を有する。

日本国政府は、1953年10月15日に久保田貫一郎日本側首席代表が行い韓国側代表が抗議した発言を撤回する。さらに、日本国政府は1957年12月31日付の「日韓請求権の解決に関する日本国との平和条約第4条の解釈についてのアメリカ合衆国の見解の表明」を基礎として、1952年3月6日に日本国と大韓民国との間の会談において日本側代表が行った在韓財産に対する請求権主張をここに撤回する。

1957年12月31日

口上書(韓国側)

在日本国大韓民国代表部は、外務省に敬意を表するとともに、1957年12月31日付の外務省の口上書第201/A1号を受領したことを確認する光榮を有する。

1957年12月31日

9. 文化財引渡しに関する口頭伝達事項

○口頭伝達事項

なるべく早い時期に、日本政府は現現在その所有に係る韓国美術品で直ちに引き渡すことが可能なものを大韓民国に渡すこととしたく、其の他の韓国美術品の後日の引き渡しについては、全面会談において討議および処理することとする。

10. 「米国解釈」の不公表に関する了解

1957年12月31日付の韓日請求権の解決に関する日本国との平和条約第4条の解釈についてのアメリカ合衆国の見解の表明に関しては以下の了解を行う。

すなわち当該文書は、当分の間 (for the time being) 公表されないものとし、もし、いずれかの政府が将来上記表明を公表する必要があると考える場合には、協議 (consultation) を行うものとする。

四 在韓財産補償問題

1. 在韓財産補償に関する政府の見解

これまで国会で在韓財産補償問題に関する質問が行なわれた場合には、政府としては次の趣旨の答弁を行なつてきている。

在韓日本財産は、在韓米軍政府の帰属命令により、米軍政府が自らの所屬に帰せしめ、その後米韓協定によりこれを韓国に移譲したのであり、わが国は平和条約第4条(イ)項の規定により在韓米軍政府の在韓日本財産に対する上記の処分については異議を申し立てないことになつてゐる。従つて、これによつて喪失の損害は、あくまで米国政府の措置に起因するものであつて、日本政府の処分によるものではないので、政府としては損失補償の責に任ずるものではないと考えている。

政府は在外財産の補償については以上のように考えているが、現実には多数の在外同胞が生活の本拠とする外地からほとんど無一物で引揚げてきた気の毒な実情にかんがみ、引揚者給付金の支給その他の援護措置を講じた次第である。

(備考) (1) 在韓財産原所有者との関係

在外財産補償に関する政府の従来の見解は、連合国にある日本人財産については、平和条約14条の規定により、わが国としては、連合国が直接これを処分することを認め、これに対してわが国が在外財産に対する外交保護権の行使を見合わせるということになったが、これによつて生ずる財産喪失の損害は、あくまで当該連合国の主権に基づくものであつて、わが国政府の処分によるものではないので、政府として損失補償の責に任ずるものではない、としている。

従つて、在韓財産についても上記在外財産一般の原則に従い、平和条約第4条(1)項によつて在韓米軍政府による在韓日本財産処理の効力を承認した結果、わが国の請求権はなくなつたが、このことは、個人の請求権との関連でいえば、当該個人に対して外交保護権の行使を行なわないことを意味するものであつて、法律的には、これら財産の原所有者たる個人が相手国の裁判所に対し直接提訴する権利は消滅したわけではない、と主張することになる。

(2) 上記見解の疑問点

このような政府の見解、すなわち「平和条約の規定は、各連合国がそれぞれ自国の国内措置として自国内に自国の国内法制にもとづいて存在する日本国民の財産を清算し、没収す

ることを認めたものであり、日本政府がこれらの財産を自らの手に収用して連合国に引渡したものではない。日本国としては外国政府がこういう措置をとることに異論をさしはさまないということ、すなわち在外国民保護権を放棄したにすぎない。こういう外国における外国政府の行為に対しては、日本国憲法第29条第3項は本来適用されえないものであつて、従つて日本国としてはその規定にもとづく補償の義務はない」という見解に対しては、「この説明に従うとしても、この場合、日本政府が在外国民保護権を放棄したことが日本国民の在外財産を収用したのと同じ結果になるのであるから、その国民の立場からいえば、国によつて財産を収用されたと同じことになる。

日本国がその財産を収用したのではないから補償の問題は起らないという説明は十分納得的ではない」という批判が生ずる。

この点、宮沢教授（法律学全集「憲法Ⅱ」397ページ）は次のように述べておられる。「問題は、もつぱらサンフランシスコ条約の規定の解釈であるが、この条約の規定に関するかぎり、国の補償が必要だと論結する根拠に乏しい。ことに、条約制定者が意識的に賠償を必要とする旨の規定

を入れなかつたという事実は、むしろ国の補償は必ずしも必要でないとするのが、その趣旨だと推測させる根拠になろう。もし条約の規定の趣旨が補償を必要としないとするにあるならば、憲法の規定を根拠として補償の必要を主張することは無理である。条約に対して憲法が優先するかどうかの根本論はしばらく別としても、少なくとも、戦争状態を終結させる平和条約の規定が憲法の規定によつて拘束されると見ることは妥当でないで平和条約が当事国の憲法体制に対して優先的効力を有することは諸国の先例においてひろく承認されているところと見ていいのではないか。」

(3) 一つの考え方(試案)

そこで國に補償責任がないことの説明としては、結局は、敗戦の結果を清算し独立を恢復するための平和条約の締結という事実に基礎を求め、かかる平和条約の性格からして、国内憲法体系の枠内では憲法の規定の精神と合致しないものであつても、敗戦の結果やむをえないものであるという実体を匂わせる議論にならざるをえないのではないと思われる。

すなわち、「南朝鮮にあつた公私の日本財産は、終戦後同地を占領した在韓米軍政府の軍令33号により同軍政府に帰属し、その後米韓協定により韓国に譲渡されたものであるが、

かかる措置は、朝鮮における独立国家の設立のためには、日本國とのきずなをきれいに、かつ完全に断ち切ることが必要と思われたので、行なわれたものである。(米國解釈)と説明されている。しかし、わが國としては、かかる措置は従来の國際法の通念、とくにヘーグ陸戦法規の私有財産尊重の原則に合致しないものであつて、遺憾なことを考えざるをえないところである。しかしながら、ポツダム宣言の受諾により連合國の占領政策上執る諸措置に異議をさしはさむことができなくなり、かつ、上記のごとき國際通念上異例の措置を対日平和条約第4条(b)項により承認せざるをえなかつたという一連の事態は、まさにわが國の敗戦という不幸な事態から生じたまことにやむをえない事柄であつて、そのために個人の財産権が実質的に侵害される結果となつたとしても、かかる結果は、敗戦という特別な事態によつて締結された平和条約の規定により生じたものであるから、憲法第29条第3項の規定を理由として当然に國が補償すべき法律上の義務を生ずることにはならないと解すべきである。思うにヘーグ陸戦法規の条項が妥当した従来の戦争と異なり、國家の総力を挙げて戦われた第2次大戦の下においては、在外財産に限らず國民の受けた戦争損

害は測り知れないものがあり、平和条約による在韓財産を含む在外財産の喪失もまた、敗戦という事態を通ずるわが国民の戦争による損害の一態様にはかならないというべきであろう。

従つて、かかる在外財産喪失の問題は、他の戦死傷、戦災等の戦争損害とのバランスをも考慮しつつ、国民経済全体の見地から衡平かつ妥当な救済措置を考究すべき立法政策の問題に帰着せられるべきものであり、現実にかかる立法が存在しない以上は、国民としては具体的にこれが補償を追求すべき法律的根拠を有しないものと解すべきである。」というように説明ではどうであろうか。

(4) 最近の国会答弁では、外交保護権理論をはつきり表てに出さず、平和条約で敗戦国としての立場上やむをえず承認せざるをえなかつたものであるとの趣旨の文句を挿入することとしている。(一問一答の概要(2)を参照のこと。)

なお、旧在韓財産所有者との関係では、次のように答えることとしている。「この結果として、わが国としては国際法上米國または韓国に対してこれら財産に対して請求を行なう立場にはないわけであるが、これら財産の旧所有者たる法人または個人が、直接韓国の国内法にもとづいてこれら財産に関して主張を行なうことは、韓国の国内法上認められるとす

れば、少なくとも理論的には考えられることであろう。」

2. 引揚者に対する援護措置

個人たる旧在韓財産所有者の大部分は終戦後同地から引揚げた者と考えられるが、上記1の政府答弁にも述べられている、引揚者一般に対する後援措置の概要は、次の通りである。政府答弁中の「引揚者給付金の支給その他の援護措置その他」が以下A、Bに当たるわけである。）

A 上陸地における応急措置

応急措置としては上陸地において持帰金の交換、応急援護金等の支給、衣類日用品の支給及びその他の各種便益の無償供与を行なつたが、これらの総額は、昭和36年度までに約31億4千万円に達している。

(1) 持帰金の交換

20年10月より24年5月の間、一般邦人及び軍属は1人につき1000円、軍人は将校、準士官、見習士官が1人につき500円、下士官、兵が200円相当額を限度としてその輸入及び交換が認められた。

(2) 応急援護金等の支給

引揚者の帰郷及び帰郷直後の経費として支給されたもの。

① 20年10月～20年12月 1人当り300円支給

② 21年1月～22年7月 1人当り1000円を1世帯合計5000円まで支給

③ 22年8月～23年10月 1世帯持帰金が次の基準に達しない場合にその差

額を支給(23年4月～

23年10月は、カッ

内の金額)

1人の場合 250円(450円)

2人の場合 400円(700円)

3人の場合 600円(900円)

4人の場合 800円(1200円)

5人の場合 1000円(1500円)

④ 23年11月～23年12月 持帰金と合算して1人当り1000円を支給

⑤ 24年1月～24年10月 帰郷旅費と合算して1人当り1000円を支給

⑥ 24年11月以降 上陸地から定着地までの距離に応じ、1人当り1000～3000円の帰郷旅費を支給

(3) 衣料品及び日用品の支給

衣料品は軍服等の旧軍用品が大部分であるが、そのほかに作業服、婦人服、児童服及び下着等を必要に応じ支給している。日用品としては煙草、塵紙、石鹼及びマッチ等を支給した。

(4) その他諸便益の供与

留守宅への電報、診療及び応急の医療、人員及び荷物の輸送ならびに給食等の無料サービスが行なわれている。

B 帰郷後の定着援護

定着援護としては住宅対策、更生資金等の貸付及び応急家財越冬貸具等の現物供与を行なつたが、その総額は昭和36年度までで約158億8千万円に達している。

なお、このほか、労働省においては、公共職業安定機関が主軸となり引揚者の就職斡旋に積極的な活動を続けており、また農林省においても、引揚者が元満州開拓団あるいは農業に経験を有する者の多いことを考慮して、未利用地の開拓への入植を積極かつ優先的に取り進めてきている。

(1) 住宅対策

① 20年度から22年度までは、旧軍用施設(兵舎、工員寮など)等を補修し、集団収容施設として、住宅に困る引

揚者を収容した。(約65千戸)

② 23年度以降、上記の補修と並行して新たに引揚者住宅を建設することとなり、28年度までに約45千戸を新設した。

③ 29年度以降は引揚者用住宅の新設はすべて建設省に移管され、厚生省では老朽建物の補修を行なうだけとなつた。建設省移管後の新設戸数(公営住宅中の引揚者用)は約15千戸に達している。

(2) 更生資金貸付

引揚者で独立して事業を遂行する意思を有し、かつ具体的な事業計画を持つ者に対して、21年8月29日から「企業資金」の貸付が始められた。この業務は当初庶民金庫が担当していたが、24年7月以降同金庫が国民金融公庫と改称されるに伴ない、「更生資金」と改められて、引揚者の再起のための資金として重要な役割を果たしてきている。

更生資金の1世帯当り貸付限度は、21年8月の3,000円(特別の場合5,000円)以内、年利率6分から、漸次引上げられ、28年以降新規貸付30,000円(特別の場合50,000円)、年利率6分以内及び再貸付30,000円(特別の場合50,000円)、年利率1割2分以内となつている。

(3) 引揚者担保貸付

32年以降「引揚者給与金等支給法」によつて交付された記名国債を担保として、国債受領者のうち企業資金を必要とするものに対して国民金融公庫から貸付けられたものである。貸付条件は、貸付限度額が国債の額面金額の9割以内、年利6分で5年月賦となつている。(32年～37年度約64億3千万円が貸付けられた。)

(4) 復金特別融資

22年度第4四半期から24年度までの間に、引揚者を主体とする会社、組合等に対し、復興金融公庫から1件50万円以内、総額4億1千万円の枠内で、事業資金が貸付けられた。

(5) 応急家財等の現物供与

引揚者等で直ちに世帯を構えるもので、必要な家財類を購入することのできない者に対して、鍋、釜、茶碗及び衣料品等の家財道具を無償支給している。その支給限度額は、1世帯当り22年度500円、23～24年度1000円、25年度以降1500円となつている。

9. 引揚者給与金の支給

(1) 経 緯

在外財産問題の処理については、在外財産問題調査会(昭和28年11月発足)で審議の結果、在外財産に対する国の補償責任に関しては、法律上補償の責任ありとする見解と、法律上補償の責任なしとする見解が対立し、いずれとも断定を下すに至らなかったが、引揚者に対する政策的な措置を検討し、引揚者がその全生活の基盤を失つたという観点から、未だその生活の基盤の再建をなしえない引揚者に対して特別の政策的措置を講ずることが適切であるとの結論に達し、31年12月に答申を提出したが、政府は答申の趣旨を尊重して引揚者に対して給付金等の支給を行なうこととし、「引揚者給付金等支給法」(32年5月法109号)が制定された。

(2) 引揚者給与金等支給法の概要

(1) 引揚者の範囲：原則として昭和20年8月15日まで引き続き6ヵ月以上外地に生活の本拠を有した者で同日以後本邦に引揚げたもの

(4) 給付金の種類及び金額

① 引揚者給付金

終 戦 時	50才以上	28000円
〃	30才以上50才未満	20000〃

終 戦 時 18才以上30才未満 15,000円

18才未満 7,000円

戦 犯 者 終戦後引続き外地に残
留することを余儀なく
された者で講和条約発
効後本邦に引揚げたも
の 28,000円

※ 日本国籍を有しない者でも法施行日（32.5.17）

現在、本邦に居住する者には支給。

② 遺族給付金

a 引揚者で32年3月31日以前に死亡したもので死
亡時25才以上であつたものの遺族：

支給額は上記引揚者給与金と同額

b 未引揚中の死亡者（在外期間6ヵ月以上及び生活の
本拠の要件を必要としない）の遺族：

終 戦 時 18才以上 28,000円

18才未満 15,000円

③ 交 付 方 法

10年以内に償還すべき記名国債（年6分）

を交付する。

④ 支 給 制 限

① 引揚者給付金

昭和31年分の所得税額（配偶者に所得税額があつた
場合には合計額）が8,8200円を超える者及び配偶者
には支給しない。（所得税額8,8200円は単身者収入
で50万円に相当）

ただし、31年分所得税額が8,8200円以上であつ
ても、29～31年の3ヵ年平均が8,8200円に満た
ない場合には支給する。

② 遺族給付金

a ①と同様遺族につき所得制限あり

b 当該死亡に関し戦傷病者、戦没者、遺族等援護法に
よる遺族年金または弔慰金、その他遺族給付金に相当
する給付を受ける権利を取得した者には支給しない。

c 昭和32年3月31日以前に、離縁によつて死亡し
た者との親族関係が終了した者には支給しない。

⑤ 請 求 期 限

昭和38年5月16日（施行日から6年間）

例 引揚者国庫債券の交付状況

交付予定件数及び金額	昭和38年2月末現在
3,378千件	3,092,680件
49,972百万円	45,036,127千円

(参考資料)

1. 在外財産補償問題に関する法務総裁の見解

(第12国会、昭和26年11月10日参議院、平和条約及び安保条約特別委員会、大橋国務大臣)

「法律の立場から申しますというと、連合国にあります財産に対しまして、平和条約第14条(a)の規定により、わが国といたしましては、連合国が直接にこれを処分することを容認する、これに対しましてわが国が在外財産に対する保障権の行使を見合せるということになつたのでありますが、この損害のよつて起ります直接の原因というものは、あくまでも当該連合国の主権によるものでありまして、これはわが国の政府の措置によつて処分されるものではなく、所在国の主権によつて処分せられるものでありますから、この際において、わが国の主権の行使について規律をいたしましたる日本国憲法の適用という問題は、生ずる余地がないのでございます。従つて、日本国憲法という範囲からだけ申しますならば、これについて政府として補償しなければならん義務はないと、こういうことになるわけであります。ただしこれは法律論でございまして、……私有財産の尊重ということは、これは世界的な一つの自然法的な考え方でございしますからできるだけその趣旨に即うように、この損失に対する原則的

な措置を講ずるということ、これは考えなければならぬ点でありまして、……一般戦争被害と視み合せまして、財政の面からも十分なる考慮を加えて決定すべきものであると、こう申上げた次第でございます。」

2. 在外財産問題審議会答申(抄)(31年12月10日)

在外財産問題審議会は、内閣総理大臣の諮問に応じ、昭和29年7月から在外財産問題の処理方針について審議を重ねてきたが結論をうるに至らず、更に本年4月改組後は、在外財産問題処理のための引揚者に関する措置方針を中心に、鋭意審議検討を加えてきた。その間、種々活発な論議が行われたのであるが、ここにその審議の結果を取りまとめて、本審議会の本問題に関する結論として、次のように答申する。

- (1) 在外財産問題の処理は、終戦以来多年の懸案であるが、その影響するところはひろく、また、内容も複雑多岐である。従つて、本問題の処理に当つては、あらゆる角度から論議をつくし、充分世論の納得をもうることがぜひとも必要である。これがため、本問題の処理について何等かの措置を講ずるとすれば、その根拠をいかに考えるかについて、次の観点から慎重に検討を行つた。

① 法律的義務に基づく措置—在外財産に対する補償措置という考え方

② 法律的義務に基かない措置—政策的措置という考え方
なお、これと関連して、国家財政全般の見地からも、検討が加えられた。

- (2) 法律的義務に基づく措置として、在外財産に対する補償措置を行うべきかどうかの問題については、在外財産に対する国の補償責任の有無を中心として、以下に述べるように、法律上の見地から種々検討を行つた。

在外財産問題の対象とされている在外財産のうち、その小部分は、桑港平和条約等の適用地域(欧米諸国、南方諸地域等)にあるものであるが、これについては、国に法律上の補償責任があるかどうかを、条約上及び憲法上の両面から、検討した。

国が条約上、補償の責に任すべき地位に立つかという点についてであるが、桑港平和条約には、イタリア平和条約等に見られるごときいわゆる補償条項は含まれていない。従つて条約の明文上からは、国に補償責任があるということにはなっていない。

国が、憲法上、補償の責に任すべき地位に立つかという点

についてであるが、これは、主として桑港平和条約第14条(a)2の規定に係る憲法の規定の法的解釈の問題である。本審議会においては、この点に懸念の重点がおかれたが、次に述べるように、種々見解の絞れるところであり、一致した結論をうるに至らなかった。

桑港平和条約により日本政府が各連合国にあつた日本国民の財産を処分する権利を各連合国に認めたことに対する国の補償責任の有無が問題となるのであるが、桑港平和条約第14条(a)2の規定は、少くとも在外財産を賠償にふりあてての趣旨のものであり、このことは在外財産の負担において賠償したことになるから、憲法上国に補償の責任があるとする見解があつた。これに対し、桑港平和条約の当該規定は、各連合国が在外財産を処分する権利を有することを認めたものであつて、その結果わが国としては各連合国による在外財産の処分権の行使については異議を申し立てないという趣旨のものであり、このことは憲法第29条第3項の公共のために用いるということには該当せず、従つて国に補償の責任はないとする見解があつた。

また、憲法第29条第1項に規定されている私有財産権尊重の精神からみて、桑港平和条約の当該規定により在外財産を処分する権利を各連合国に認めたことについて国に補償責任があ

るという見解があつた。

これに対しては、憲法第29条第1項は私有財産権不可侵の原則を宣言した規定であるが、この規定からは直ちに国の補償責任を生ずるものではないとする見解があつた。

更にまた、私有財産権は、自然法上不可侵であるのみならず、憲法においては第29条第1項のほか、第11条及び第97条によつて、永久に侵すべからざる基本的人権として成文法上確立されたのであつて、国はこの財産権を保護すべき義務がある。しかも、陸上にある敵国人の私有財産は没収できないというのが国際法上確立された原則である。

しかるに、国は桑港平和条約第14条(a)2の規定を承認し、国民が各連合国にある私有財産を回復できなかつたのであるから、これは国として国民の財産権保護の義務をつくさなかつたことに帰着する。しかし、さればとて、この事実から直ちに、国に法律上損害賠償の責任を生ずるものとは、現行法の全体系上容易に論結し難いのであつて、これがためには桑港平和条約締結当時の経緯等をも考へて、充分検討しなければならないとの意見があり、これに対しては、当時の経緯こそはわが国としてやむをえない状況にあつたのであるから、国の責任は免除されるとの意見があつた。

このように、桑港平和条約等の適用地域にある在外財産についての国の補償責任の有無に関しては、法律上補償の責任ありとする意見と法律上補償の責任なしとする意見の両論があり、いずれとも断定を下すに至らなかった。

在外財産のうち、その大部分は、平和条約その他最終的な取極が未解決となつている地域（中国大陸、朝鮮地域等）にあり、現実には所有者の手をはなれているが、その法律的帰属が未決定の状況である。従つて、この部分の在外財産については、今後これを確保するよう努力を払うべきであるが、何等の約諾もない現在、法律上の補償責任の有無を論議する段階ではないとの見解に対して、異論はなかった。

右の次第であるから、法律的義務に基づく措置として、在外財産に対する補償措置を講ずるという結論には達しなかった。

（以下略）

五、 在韓財産額について

在韓財産の総額については的確な数字が得られない現状にあるが、次に各種の調査資料ならびにこの問題に対する政府の取扱いを述べることにする。

1. 在外財産報告書等による在韓財産額（国内の数字）

(1) 日本の在外財産額

在外財産額については確実な資料がないので、その正確な計数を出すことは極めて困難である。かりに「在外財産等報告書」等により集計されたものを掲げれば次の通りとなつてゐる。

区 分	地 域	引揚者数	在 外 財 産 (単位百万円)			
			個人財産	企業財産	国有財産	計
桑 港 平 和 条 約 地 域	第4条関係 朝鮮 (A)	661,592	19,205	52,107	19,265	90,577
	(百分率 A/B)	(21.2)	(14.4)	(16.0)	(54.9)	(18.3)
	南洋群島	18,811	928	501	267	1,696
第14条・16条関係	南 方	66,227	5,132	15,728	0	20,860
	欧 米	14,565	908	2,945	0	3,853
二 国 間 平和条約 地 域	ビルマ及びインド	55	226	1,470	0	1,696
	台 湾	312,315	5,915	25,925	8,890	40,730
平和条約 未 締 結 地 域	樺太・千島(ソ連を含む)	274,999	2,121	5,600	3,786	11,507
	満 州	1,171,208	41,087	132,753	2,761	176,601
	中 国 本 土	467,050	57,932	88,131	116	146,179
その他地域	沖縄・小笠原その他	134,034	108	—	—	108
合 計 (同)		3,120,856	135,562	325,160	35,085	493,807

(注) 1. 南方には、フィリッピン、仏印、タイ、マラヤ、インドネシア、オーストラリア、ニュージーランド等を含む。

2. 引揚者数については、終戦後の民間人引揚者(軍人、軍属を除く)の致で、厚生省引揚援護局の調査による。

(備考) 1. 個人財産額については、終戦直後連合国最高司令部の要求により、昭和20年大蔵省令95号にもとづき、引揚者等より徴した「在外財産等報告書」の報告数字を、そのまま日銀において集計したものである。

2. 企業財産については、法人個人以外の企業体より前記同様の報告により徴した「在外財産報告書」及びその他の資料にもとづいて、在外財産調査会において調査、集計した資料によるものである。

3. 国有財産額については、大蔵省国有財産部(旧称)の昭和17年3月末現在の数字を基礎とし、別に各省よりの在外財産報告書を斟酌して評価したもの。(ただし、什器、原材料及び公共財産、在外公館等は除外してある。)

なお、昭和17年3月末現在固有財産現在額報告書によれば、取得価格は3,857百万円である。

4. 「在外財産等報告書」により報告された在外財産額は次のような性格のものである。

① 積極財産のみが記載され、債務等消極財産の記載はほとんど皆無であり、消極財産を控除して純資産を算出する試みはなされていない。

② 記載財産額は、いずれも報告者自身の一方的な報告の数字そのままであり、証拠書類は提出されていない。

③ 価格は概ね終戦時の評価額であるが、財産の評価時期、評価方法、評価額等は報告書によりまちまちであり、評価額の正当性はなんら立証されていない。

④ 現地通貨により表示された報告額については、終戦時の本邦円への推定換算レートで換算されている。(1米ドル=日銀券15円、日本軍票20円、比ペソ150ペソ、連銀券1200円、備備券48,000円、英ポンド0.25ポンド、スイスフラン4.7フラン)

(2) 在鮮財産の明細額

① 個人財産



計 19,204,740千円

② 法人財産



推定総額 52,107,000千円



③ 国有財産

(単位 千円)

	計
土地	4,989,080
立竹木	30,775
建物	1,184,290
施設	243,311
船舶	15,089
鉱業権	15
鉄道財産	12,802,500
計	19,265,030

(3) わが方の対韓請求額についての大蔵省試算

この数字は、昭和28年10月、第3次日韓会談決裂当時発表された外務省情報文化局長談話中の「日本国民の私有財産は終戦時の価格で約1,200ないし1,400億円」の数字の基礎となつた、「例示的処理要項にもとづく日韓両国負担額調」中の計数である。(なお、後掲4.(2)参照)

2. 連合軍最高司令部民間財産管理局の調査数字

○ 終戦直後連合軍最高司令部が大蔵省、日銀等より資料を提出せしめて集計したもので、1945年8月15日現在のもの。ただし1ドル＝15円レートにより換算した。

単位 千ドル
カッコ内は1ドル＝15円で換算した円表示額。単位百万円

	北朝鮮	南朝鮮	合計	備 考
国有財産	549,025 (8,235)	449,202 (6,738)	998,227 (14,973)	鉄道キロ数及び国有林野面積は北朝鮮の方が大きい。他方政府名義の公共建築物は人口稠密な朝鮮に多いこと等を勘案して、北朝鮮55%、南朝鮮45%と推定した。
法人財産	2,165,925	1,175,443	3,341,368	1,500社の大企業財産の分析解題の結果にもとづき、財産の所在状況から、北朝鮮64.822%、南朝鮮35.178%と推定した。
個人財産	44,750	152,950	202,700	3,800社の中小企業財産は大企業の投資状況の分析から、大企業の約6%と推定されるが、中小企業の分布状況からみて北朝鮮22%、南朝鮮78%（商工業の中心があり、人口稠密）と推定した。
計	2,210,675 (33,160)	1,333,393 (20,000)	3,544,068 (53,160)	
個人財産	211,260 (3,169)	492,940 (7,394)	704,200 (10,563)	個人の申告を基礎とし、人口・住居・事務所、私有農地等の分布状況から北朝鮮30%、南朝鮮70%と推定した。
合計	2,970,960 (44,564)	2,275,535 (34,133)	5,246,495 (78,697)	北朝鮮 56.6% 南朝鮮 43.4%

（備考） 日本在外財産概算

○ 岡野健記著「日本賠償論」（71ページ）に日本在外財産概算として次のような数字が記載されている。「官辺筋の集計：米国と日本の官辺筋から出ているとみられる数字としては、次のような金額があげられているが、おそらくこれが最も実数に近いものと推定される。この表によれば、国有・公有・私有の財産を合計して218億8千万ドルと計算されている。これを現在の為替レート（360円）で換算すると7兆8768億円という巨額となるのである。」

（昭和20年8月1日現在、単位億ドル）

地域別	割合	合計	法人財産	個人財産	国有財産
朝鮮	23%	52.6	35.4	7.0	
台湾	7	18.9	10.6	2.5	
満州	42	86.3	72.5	11.6	
北支	13	28.8	23.7	4.3	
中支	9	18.5	14.9	2.9	
その他	6	13.8	9.5	2.6	
合計	100	218.8	166.4	30.9	21.5

3. 在韓米軍政府の作成による南朝鮮の接収日本財産額

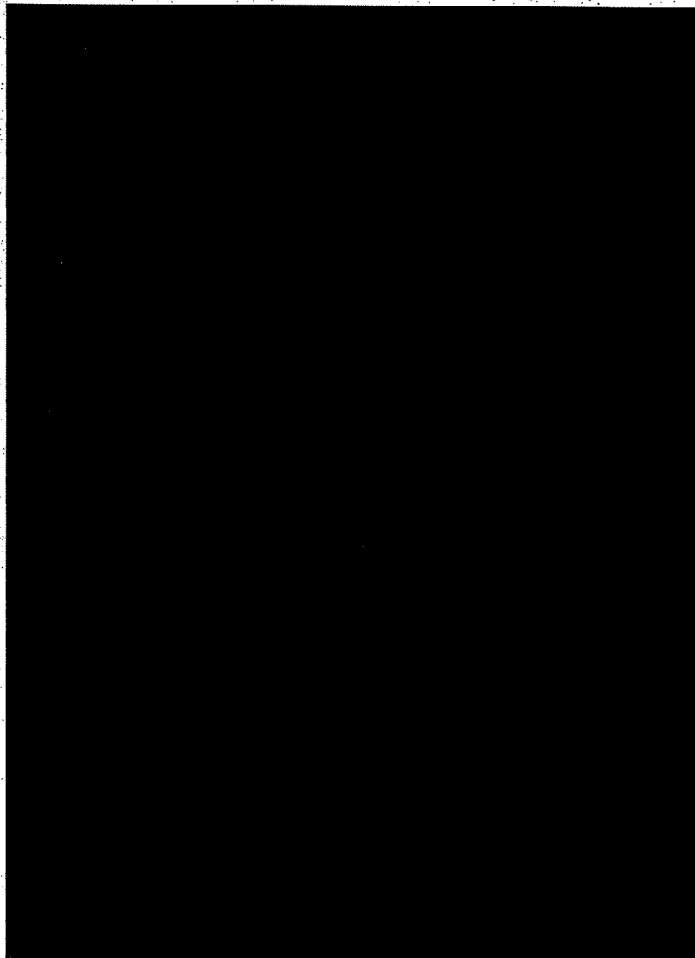
○ 本数字は、

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

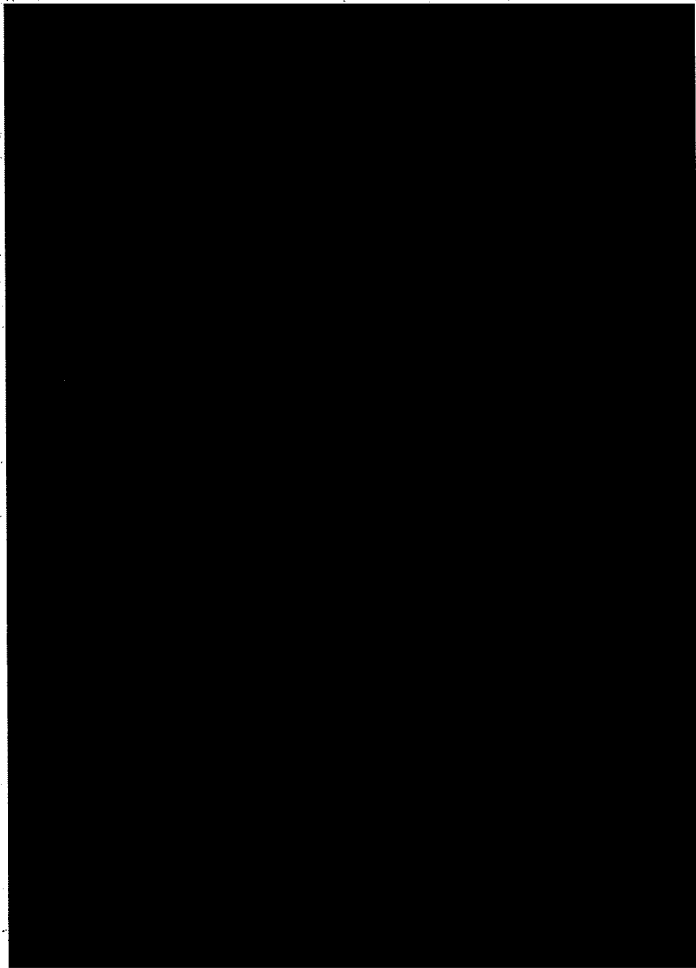


-162-

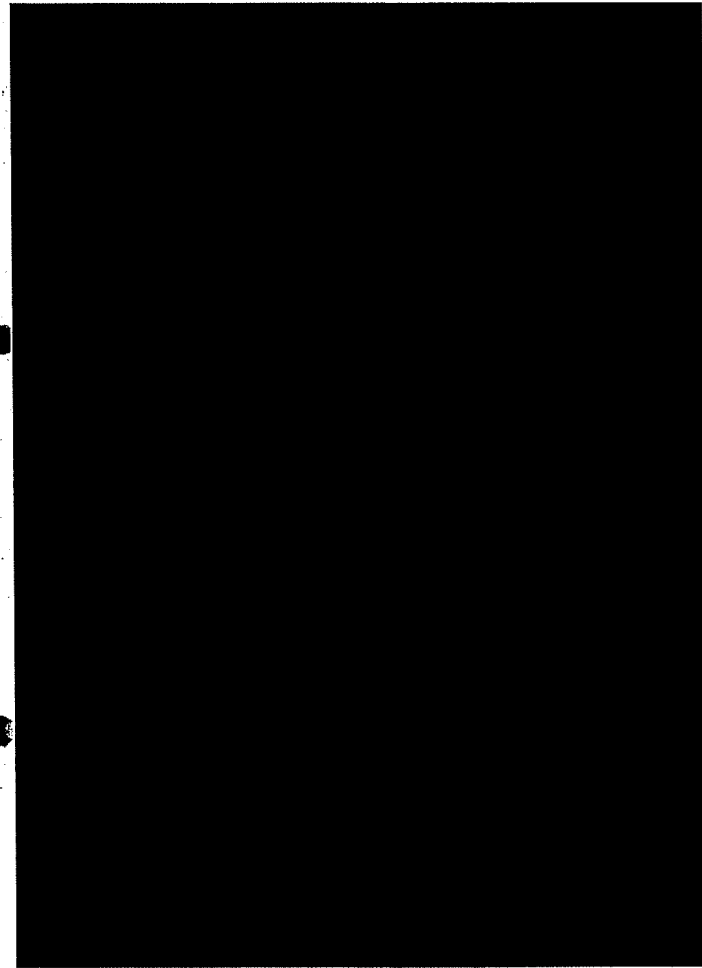


-163-

86



-144-



-145-

4. 国会答弁との関係

(1) 「在韓日本財産の総額を説明せよ」との趣旨の質問に対し

ては、政府としては以下のごとき答弁を行なつてきている。

在韓日本財産額算定の基礎としては、在韓米軍政府の軍令
35号による接収目録がいちばん確かなものと考えられ、ま
た韓国も米韓協定により旧在韓日本財産を譲り受けた際の譲
渡目録があるはずであるから、わが国はこれまで米国及び韓
国に対し上記資料の提示を求めてきたのであるが、韓国側は
この要求に応じない状況であり、また米国からは一部資料の
提示があつたが、なお不十分なものであり、引き続き要求中の
段階である。

その他、在外財産の調査が終戦後内地においても行なわれ
ているが、これは引揚者等私人の申告を基礎としたものであ
つて、その信憑性も相当吟味しなければならない性質のもの
であり、かつ韓国所在分のみの区分はない。

以上のような状況であるので、在韓日本財産額を正確に算
定することはできないわけであるが、内地で行なつた調査の
単純な集計についても、現在日韓会談を行なつている際でも
あり、数字の説明は差控えない。

(注) 1 外務省の答弁資料(37年10月、江崎真澄議員

(自民)に対する外務省回答)では、次のような説明をしている。

在韓日本財産額算定の基礎となるものとしては、1945年12月6日付の在朝鮮合衆国軍政府法令第33号による在韓日本財産接収目録がもつとも適当と考え、かねてより、米国政府に対し、同資料提供方を要請しているが、なにぶんにも古い記録であるため、完備したものが得られない状況である。その他の資料としては、終戦後大蔵省において引揚者より提出させた在外財産の報告書があるが、これは個人の申告の金額自体にも大ざっぱな推定が加えられているうえ、全朝鮮に対する分であるため、韓国に関する分をどのように推定するかにも問題がある等、あまりにも推定の要素が大きすぎる。要するに、在韓日本財産の総額については、政府として引続き鋭意検討中ではあるが、いまだ正確な数字が出されていないというのが現在の状況である。

2. 外務省筋では会談妥結の際にはすべてを明らかにしたいとの意向であるが、実態として不正確なものを公表することはいたずらに紛糾を招くおそれがあり、かつ引揚者の補償要求にも好ましくない影響を与えること等が考えられるので、当省としては今後ともできるだけ数字を発表しない線でもつていきたい。

3. 韓国に対する在韓財産資料の要求は、日韓会談の初期に日本側請求権の存在を前提として行なつた質問を始めとして、第5次及び第6次会談の請求権委員会においても(米国解釈の「関連があり、考慮するべきである」との趣旨を実現させるための前提として)再三要求を行なつてきた。これに対しこれまで韓国側はなんらの資料提示を行なっていないが、第6次会談では財産目録といったよりきちんとした資料は米軍からもらっていないし、在韓日本財産の譲受けは地方の軍政部と韓国側との間でなしくずしに行なわれたものである、との趣旨の発言をしていた。

4. [REDACTED]

[REDACTED]

(2) 昭和28年外務省発表数字について、「在韓日本私有財産が約120ないし140億円(韓国側請求が約90ないし120億円)である旨発表したことがあるが、この点についての説明を求める。」との趣旨の質問に対しては、次のように答えることとする。

情報文化局長談話中の数字は、当時会談が決裂したときの日本の立場をわかりやすく説明するために、当時の時点で事務担当者が各種の推定の上に立つて試みに計算したものを掲げたにすぎない。

(注) 外務省の答弁資料では、次のように答えることとしている。

昭和28年10月22日、外務省はその前日の10月21

日に決裂した日韓会談の問題点を国民に明らかにするため、情報文化局長談話の形式をもつて発表を行なったが、御質問の在韓私有財産及び韓国の対日請求の金額はその発表の中に含まれているものを指しているものとする。

当時日韓会談が決裂したのは、諸懸案なかんずく請求権の問題について双方の法律的主張が根本的に対立したためであつて、その後最近にいたつて行なわれたような請求権の各項目についての内容、数字についての突き合わせはまだ全然行なわれるにいたつていなかったものである。従つて、外務省としては、当時入手しえた諸般の資料にもとづき、まづたくの試算として一応の数字をはじき出し、当時における請求権問題に関する日韓双方の考え方を強いて数字で示せば、こういうことになるであらうということと同発表において述べたものにすぎず、問題の数字が日韓会談の交渉の場において双方から実際に持ち出されたわけではない。……何分現在話し合いが継続中のことであるので、現段階において具体的な説明は差し控えることとしたい。

(備考) 外務省情報文化局長談(昭和28年10月)

請求権の問題は若干説明を要する。すなわち日本側

は、戦争前韓国にあった日本の公有財産は平和条約により韓国がこれを取得することは認めるが、日本の国民が持っていた私有財産は終戦時の価格で約120ないし140億円に対してはクレームを有すると主張する。(これが韓国における全財産価値の85%に相当するというのは、とんでもない大きな話である。なお、梁大使は今回の朝鮮戦乱において破壊された財産まで返還せよと日本が主張しているとしばしば新聞記者にいつているが、そういう無法な要求を日本側がしたことがないのはもちろんである。)これに対し韓国側は、日本における財産約90ないし120億円にクレームを持つという。この双方の主張の間に立つて政治的に解決する方法として、両方のクレームを相殺しようという提案がある。これは、實際上20ないし40億円を韓国のために拋棄することになる。この案は、去年の日韓首席代表間の非公式会談において梁韓国代表が提案したものである。日本側としては、日韓間の友好関係樹立のため今回この案を真剣に研究するにやぶさかでないことを明らかにした。しかるに驚くべきことには、日本側が本案を考慮せんとすることを知らず、韓国代表梁氏はかかる提案をしたことはないと主張し、さらに進んで日本人は在韓私有財産に対し一切のクレームを認められない、反対に、韓国の在日財産のみに対して韓国の

クレームがありうると強弁した。これは、実際においては日本は韓国に対して約100億円を支払うべしということになる。